

積立式定期貯金規定

1. (預入れの方法)

- (1) この貯金は、口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この貯金は、前項の口座振替のほか現金でも預入れることができます。この場合は、必ず通帳をご持参ください。

2. (口座振替による預入れ)

- (1) 振替日、振替金額、振替指定口座、振替方法等口座振替の内容は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。
- (2) 振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その回の振替は行いません。
 - ① 振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないとき、または、振替指定口座が総合口座の場合で、口座振替に際し貸越金が発生または増加するとき。
 - ② この貯金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することになるとき。
- (3) 振替日が休日の場合は、その翌営業日に振替えます。
- (4) 振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。

3. (貯金の種類、期間、自動継続、支払時期等)

この貯金は、貯金口座に対してあらかじめ指定された次に定める型区分により次のとおり取扱います。

- (1) エンドレス型
 - ・ 個人
 - ① この貯金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期貯金として預入れるものとします。
 - ② この貯金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期貯金に自動的に継続します。
 - ③ 前号の継続にあたり、最長預入期限を同一とする複数の貯金がある場合は、それぞれの貯金の元利金をまとめて1口の期日指定定期貯金に自動的に継続します。
 - ④ 継続された貯金についても前各号と同様とします。
 - ⑤ 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。
 - ⑥ この貯金の期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この貯金の一部について期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。満期日はこの口座の貯金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
 - ⑦ 前号による期日の指定がない場合は、最長預入期限を期日とします。
 - ⑧ 第6号により定められた期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。
 - ・ 法人
 - ① この貯金は、預入れのつど預入日の3年後の応当日を期日とする1口ごとの自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）または自由金利型定期貯金として預入れるものとし

ます。

- ② この貯金は、期日にその元利金の合計額をもって、自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）または自由金利型定期貯金に自動的に継続します。
- ③ 前号の継続にあたり、期日を同一とする複数の貯金がある場合は、それぞれの貯金の元利金をまとめて1口の自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）または自由金利型定期貯金に自動的に継続します。
- ④ 継続された貯金についても前各号と同様とします。
- ⑤ この貯金は、解約の申出があった場合に解約いたします。また、この貯金の一部について解約することもできます。

(2) 満期型

この貯金への預入れは預入日から通帳記載の満期日までの期間において次のとおり取扱います。なお、この貯金は満期日の1か月前まで預入れることができ、満期日以後に支払います。

・ 個人

- ① 預入れ（次号に規定する継続を含みます。）のつど個々に次の期日指定定期貯金、自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）、自由金利型定期貯金（以下、「定期貯金」といいます。）として預入れるものとします。ただし、満期日から遡って1年ごとの応当日を特定日とし、預入日から満期日までの期間により、特定日を期日とする定期貯金として預入れます。
 - A 預入日から満期日までの期間が3年をこえる場合
最長預入期限または2年をこえ最初に到来する特定日を期日とする期日指定定期貯金
 - B 預入日から満期日までの期間が1年以上3年以下の場合
満期日を期日とする期日指定定期貯金
 - C 預入日から満期日までの期間が1年未満の場合
満期日を期日とする自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）または自由金利型定期貯金
- ② この貯金は最長預入期限または特定日にその元利金合計額をもって、前号に規定する定期貯金として自動的に継続します。
- ③ 前号の継続にあたり、特定日を同一とする複数の貯金がある場合は、それぞれの貯金の元利金をまとめて1口の定期貯金として自動的に継続します。
- ④ 継続された貯金についても前各号と同様とします。
- ⑤ 継続を停止するときは最長預入期限または特定日（継続をしたときはその最長預入期限または特定日）の前日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に利息とともに支払います。
- ⑥ 期日指定定期貯金は、据置期間満了日から最長預入期限または特定日までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この貯金の一部について期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。満期日はこの口座の貯金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ⑦ 前号による期日の指定がない場合は、最長預入期限または特定日を期日とします。
- ⑧ 第6号により定められた期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限または特定日が到来したときは、同号による期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限または特定日に自動継続として取扱います。

・ 法人

- ① 預入れ（次号に規定する継続を含みます。）のつど個々に満期日までの期間に応じた自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）または自由金利型定期貯金（以下、「定期貯金」といいます。）として預入れるものとします。
- ② この貯金は預入ごとの期日にその元利金合計額をもって、前号に規定する定期貯金として

自動的に継続します。

- ③ 前号の継続にあたり、期日を同一とする複数の貯金がある場合は、それぞれの貯金の元利金をまとめて1口の定期貯金として自動的に継続します。
- ④ 継続された貯金についても前各号と同様とします。
- ⑤ この貯金は満期日以後に利息とともに支払います。また、この貯金の一部について解約することもできます。

(3) 年金型

- ① 支払開始日は、最終預入日の2か月後の応当日から10年後の応当日の属する月の日とし、支払開始日の受取周期月数を遡った応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- ② 前記第1条、第2条による貯金は、1口の期日指定定期貯金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）または自由金利型定期貯金としてお預りします。
- ③ 特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年をこえる期日指定定期貯金（本項により継続した期日指定定期貯金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- ④ この期日指定定期貯金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。
- ⑤ この貯金は年金元金計算日に、各定期貯金の元利金を合算し（以下、「年金計算基本額」といいます。）次により分割のうえ、受取開始以降20年以内の期間にわたり年金として受取ることができます。
 - A 年金計算基本額をあらかじめ指定された受取回数で除した金額を元金として、年金元金計算日から受取周期ごとの応当日を満期日とする期日指定定期貯金、自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）または自由金利型定期貯金（以下、これらを「定期貯金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただし、自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）または自由金利型定期貯金の預入期間は1年未満とします。
 - B 年金計算基本額から前細号により作成された定期貯金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期貯金（以下、これらを「定期貯金（継続口）」といいます。）を作成します。
 - C 定期貯金（満期支払口）は、それぞれの満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金します。
- ⑥ 定期貯金（継続口）は、満期日に前号に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前号に「年金元金計算日」とあるのは「定期貯金（継続口）の満期日」と、「年金計算基本額」とあるのは「定期貯金（継続口）の元金」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期貯金（継続口）の満期日における残余の支払回数」と読替えるものとします。ただし、最後の定期貯金（満期支払口）を作成する場合、当該定期貯金（継続口）の元金から定期貯金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期貯金（満期支払口）に加算します。
- ⑦ 定期貯金（満期支払口）および定期貯金（継続口）は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。
- ⑧ 最終回の受取日以後、通帳は無効となりますので直ちに当組合に返却してください。

4. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）における次の預入期間に応じた期日指定定期貯金利率によって1年複利の方法で計算します。

- A 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率
- B 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）

- ② 預入金額ごとの貯金が自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）の場合
預入金額ごとにその貯金の約定日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）における当組合所定の自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）利率によって計算します。
 - ③ 預入金額ごとの貯金が自由金利型定期貯金の場合
預入金額ごとにその貯金の約定日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）における当組合所定の自由金利型定期貯金利率によって計算します。
 - ④ 前各号の利率は、当組合所定の日それぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの貯金を解約する場合および定期性貯金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この貯金とともに支払います。

① 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

② 預入金額ごとの貯金が預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）の場合

預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

- A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- B 6か月以上1年未満 第1項第2号の適用利率×50%
- C 1年以上3年未満 第1項第2号の適用利率×70%

ただし、BおよびCの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

③ 預入金額ごとの貯金が預入日の3年後の応当日を満期日とした自由金利型定期貯金<M型>（スーパー定期単利型）の場合

- A 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- B 6か月以上1年未満 第1項第2号の適用利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 第1項第2号の適用利率×50%

- D 1年6か月以上2年未満 第1項第2号の適用利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 第1項第2号の適用利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 第1項第2号の適用利率×90%

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

④ 預入金額ごとの貯金が自由金利型定期貯金の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

ア 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率

A 解約日における普通貯金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

イ 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下を切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) 前1項の規定により利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、この組入利息は当組合所定の方法により支払います。

(5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

② 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと

④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと

A 自動継続貯金の継続中止登録

B 貯金種類（エンドレス型・満期型・年金型）の変更

C 積立期間および据置期間の変更

6. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第5条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。

- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
- A 第5条に掲げる異動事由
- B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みません。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

以上

（平成29年12月29日現在）